

教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和3年10月5日(火曜日)
午前10時00分～午後0時11分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 杉 山 武 志 委 員 長 田 原 義 寛 副 委 員 長
 荒 山 光 広 委 員 三 好 睦 子 委 員
 秋 枝 秀 稔 委 員 藤 井 敏 通 委 員
 岡 村 隆 委 員 石 井 和 幸 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員
 竹 岡 昌 治 議 長
- 6 出席した事務局職員
 石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長 阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 係 長
 篠 田 真 理 議 会 事 務 局 主 査
- 7 説明のため出席した者の職氏名
 波 佐 間 敏 副 市 長 志 賀 雅 彦 市 民 福 祉 部 長
 山 本 幸 宏 会 計 管 理 者 井 上 辰 巳 市 民 福 祉 部 次 長
 福 田 泰 嗣 市 民 課 長 古 屋 壮 之 高 齢 福 祉 課 長
 岡 崎 基 代 監 査 委 員 事 務 局 長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○委員長（杉山武志君） ただいまより、教育民生委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案4件につきまして審査いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

なお、荒山委員におかれましては、監査委員として各会計歳入歳出決算について意見書を提出しておられます。また、美祢市議会議員申合せ事項によりまして、議員から選出された監査委員は、質疑、意見を控えていただくこととなっておりますので、御配意をお願いいたします。

各会計決算の認定議案4件ですので、会議規則第88条の規定により一括議題とし、各議案の説明後、質疑を行い、その後必要であれば、市長に出席いただき総括質疑を行い、各議案の討論、採決を行うことといたします。

それでは、審査を始めます。

最初に、議案第70号令和2年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、執行部より説明を求めます。福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） 議案第70号令和2年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定について御説明をいたします。

主要施策成果報告書の23ページを御覧ください。

令和2年度国民健康保険事業特別会計決算では、歳入総額33億3,981万3,000円、歳出総額32億4,879万1,000円で、歳入歳出差引額は9,102万2,000円となりました。

（1）の歳入歳出決算の状況について、下、イの歳出から御説明をいたします。歳出総額は、前年度比較で1億7,313万5,000円、5.1%の減となっております。

令和2年度の構成比の欄、構成比の高いものを見ますと、最も高い割合を占めますのが2の保険給付費で24億1,111万4,000円、構成比74.2%、対前年度比較で22.1%の減となっております。

主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関等への受診の減少、いわゆる受診控えが考えられます。

続いて、3の国民健康保険事業費納付金で7億2,898万8,000円、構成比22.4%、対前年度比較4.5%の減となっております。

これは、2の保険給付費の減少等が見込まれたことによるもの、また、昨年度に続き、激変緩和措置対象となったことが要因と考えられます。

続いて、対前年度比較の欄で増減の多いものを見ていきますと、6の諸支出金で80.3%増。これは、診療分精算による保険給付費等の返還に伴うものです。

また、5の基金積立金では99.6%の減。昨年度は、前年度繰越金により元金積立てを行いました。令和2年度については、利子分のみとしたためであります。

次に、歳入について御説明をいたします。

歳入総額は、対前年度比較で1億1,670万1,000円、3.4%の減となっております。

構成比の欄、構成比率の高いものを見ますと、最も高い割合を占めますのが、4の県支出金で24億7,763万円、構成比74.2%、対前年度比較1.9%の減となっております。

主な要因は、保険給付費に係る普通交付金の減少によるものでございます。

続いて、1の国民健康保険税で5億351万6,000円、構成比15.1%、対前年度比較2.8%の減となっております。

これは、被保険者数の減少等によるものでございます。

続いて、対前年度比較の欄で増減の多いものを見ていきますと、3の国庫支出金で250.3%の増。これは、マイナンバーカードによるオンライン資格確認等システム対応等電算システム改修に係る補助金、また、新型コロナウイルス感染症に係る保険税免除に対する補助金などに、各種補助金の増加によるものでございます。

また、8の諸収入では210.9%の増。これは、保険給付費等の返還金の増加によるものです。

続きまして、次のページになります。

(2)の国民健康保険税の収納の状況についてであります。

現年分では、調定額4億9,666万9,000円に対し、収入済額は4億8,253万1,000円、収納率は前年度から1.2ポイント増の97.2%となっております。

次に、滞納分では、調定額1億1,104万7,000円に対し、収入済額は2,098万5,000円、収納率は前年度から0.7ポイント増の18.9%となっております。

現年度分、滞納分の合計では、収納率は前年度から2.6ポイントの増の82.9%と、いずれも収納率は上がっております。

次に、(3)世帯当たり・被保険者当たり平均保険税です。

1世帯当たりの平均保険税は、前年度より2,435円減の14万2,270円、被保険者1人当たりでは、前年度より759円減の9万4,639円となりました。

最後に、（４）の被保険者加入状況ですが、年間平均被保険者数は、前年度より152人減の5,248人となっております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の説明の中で、決算書の15ページなんですけれど、不納欠損額と収入未済額について今説明がありました。この原因は何だとお考えでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 三好委員、15ページですか。（発言する者あり）24ページです。福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

徴収の不納欠損額と未収額の要因ということでよろしいでしょうか、御質問。

（発言する者あり）要因でございますか。

要因と言われますと、鋭意徴収には努めておるわけでございますが、支払いに至らなかったというところでございます。それに尽きると思います。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 国保会計では9,000万円以上の黒字になっています、これを見ますと。それで、その基金は7億5,000万円以上です——7億5,500万円以上ですが。

御存じのように、国保の加入者という方は、本当に、自営業か農業か低所得者の方が入っておられて生活が厳しいと思うんですが、国保税を下げるべきではありませんでしたか。そういうことを考えなかったんでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

そうですね、三好委員におかれましては、以前より基金の積立てに対して、それを国保税が下げられないかという御質問をいただいております。

御承知のとおり、30年に制度が変わりまして、その際に一度下げしております。その次、令和3年ですね、今年の4月にもう一度下げしております。

これにつきましては、御承知のとおり、現在は県が運営主体として進めておりま

して、標準国保料という額をそれぞれの自治体で、ある程度このぐらいが全体を見通したときに適正ではないかという数字を出されます。それに沿って、今回も、前回につきましても、結果として減額という形を取っておるところでございます。

例えば、それが増額というほうの形で県からなったときは、これは、例えば据え置くとか、そういった考えになるやもしれませんが、今は、基本、国——県といたしましては、県内統一の保険料ということを目指しておるところでございますので、県が示す保険——標準保険料率というものに合わせて下げておるところでございます。

そういったときに、基金の活用というものを考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） この決算の数字そのものというよりも、ちょっと制度についてお聞きしたいなということが1点あります。

歳入のほうで、国民健康保険税とありますね。これは、市町村のほうが市民に対して——納税義務者、世帯主でしようけども——に対して、保険税ということで徴収するというものだと思うんです。

あと、国民健康保険というのは、先ほどの福田課長の説明でもありますように、主体は県のほうで、どのぐらいの保険料というか、支出というかを決めると思うんですね。

で、歳出のほうに、3番目に納付金ってありますよね。

要は、県の委託で、市が健康保険税をある率で集めたやつを納付金として県に納めて、県全体がプールして、美祢市にはこのぐらいだからということで、支出金ということで支払われるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう理解でよろしいんですか。それとも、歳入のほうに、1番に保険税というのがあるし、2番目に——4番目に支出金とかあるんですけれども。

要は、素朴な疑問は、歳出のほうの3番目の納付金という、この7億3,000万円は国民健康保険税から入ってて、差引きの2億円は繰入金なのかどうなのか。一般会計から行っているのかなと思うんですけれど。要は、そういう理解でいいのかどうなのかということをちょっと教えていただけないかなと。

要は、この仕組みですよね。どう金を集めて、どう配るんだというところの質問なんですけども。すみません、よろしくお願いします。

○委員長（杉山武志君） 答えられますか。福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

今、御説明いただいた見解に間違いございませんが、もう一度ちょっとこう整理をしてみますと、まず、県はですね、全体——県全体の医療費は、今年どのぐらい——来年度ですね、どのぐらいかかるかっていうものを見積ります。こういった見積りの中で、じゃあそれぞれの自治体がございます、市町19——19市町ございます。この状況を踏まえて、では、美祢市はこのぐらいの事業費の納付金を納めてくださいという形を取られます。その際に、その納付金を納めるには、必ず収入というものが要ります。それは、美祢市でいうと保険税でございます。

では、保険税は、先ほど三好委員の御質問にお答えしましたけど、どのぐらいの保険税の額で、現在このぐらい美祢市は被保険者がおられますから、このぐらいであれば、ある程度は賄えますよねというような数字をそれぞれの自治体に提示をされるという流れでございますね。

ただし、今おっしゃられたとおり、それだけで、保険税の収入だけでは賄えない部分がございます。それは、県の支出金という欄がございますけど、そういった中で、普通交付税であるとか、そういった中に、ある程度そういったものを踏まえて、なかなか自治体によって状況が異なります。

美祢市でいいますと、高齢化がかなり進んでおります。そうなりますと、収入というのなかなか上がってこない、国保税というのは、あまりなかなか上がってこないわけですね、現役並みの方というのはおられませんから。

そういったところで補填をしながら、美祢市分の事業費納付金というものを納めるというような流れで。

それで、県は全体を見ながら、でも、それぞれの自治体の状況等を踏まえながら、いずれは県の統一化というものを目指しながら、調整をしながら、今いろいろな補助金であるとか、交付金が出てますけど、そういったものを調整しながら、現在進んでおるとい状況でございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいです。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） どうも説明ありがとうございます。

2点ほど。そうしますと、まず、県のほうの支出金というのは、私は単純に、これは県のほうが全部の市町から、いわゆる納付金ということで集めた金額が県の総支出金になるのかなと思ったけど、今の福田課長の説明だと、県の支出の中には、国からの補助金とかも入っているという説明だったと理解するんですけども。そうすると、ここにまた国からの特別な支出というのがあるという理解でよろしいですね。

それと、先ほどの質問のところで、繰り返しますけれども、国民健康保険税というのは、基本的には全て納付金の中に含まれて、一旦県に行った上で、また美祢市の分ということで戻ってくると考えるならば、美祢市の保険税は5億円ですし、実際に納付するのは7億円ですから2億円差がありますよね。この2億円の財源っていうか、お金はどこから出ているのかなと。この2点、もう1回ちょっと説明お願いします。

○委員長（杉山武志君） 福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目でございますが、国からの交付金も出ておるのではないかとこのころでございます。

平成30年から県が主体——運営主体というふうになっておりますが、それまでは各自治体でございます。それまでは、こういった普通交付金というものは、国から直接市に入っていたものでございます。それが現在は、県を経由してその中で精査され、全体——県全体を見てですね、その中で交付されるというような流れになっておるところでございます。ですから、正確に言えば、国庫支出金というものは、それに含まれておるという考えで問題ないと思います。

次の財源でございます。

国民健康保険税の額と収入額と、その事業費納付金の額に差がありますよというところでございます。

先ほど申しましたとおり、やはり、それぞれその自治体には状況が——いろんな状況がございまして、高齢化が美祢市なんかはかなり進んでおるというような状況でございます。前期高齢者がかなり多い状況でございます。

そういったところを加味して、現在交付金が——補助金等が出ております。そう

いったものは、保険基盤安定ということで、そういった辺りの保険税の軽減分であるとか支援分であるとか、そういったもの、いろんな形でその辺りの部分、2億円分、美祢市でいいますと——その辺りを補填して、県から経由で補填をされておるといようなシステムでございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ありがとうございます。

じゃあ、2番目の質問についての2億円のっていうのは、単純に考えれば、その5億円プラス県支出金が25億円ありますけども、このうち2億円足したものを納付していますよと、こういう理解でよろしいんですね。

○委員長（杉山武志君） 福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） ただいまの藤井委員の御質問でございますが、それにプラスですね、繰入金、一般会計から繰入れがございますけど、その多くは、実は県からまず一般会計に入りまして、それから国保の特会に入ってくるという流れでございます。

ですので、一般会計でいいますと、いわゆる職員手当等ですね——職員に関する給与等、こういったものが一般財源でございまして、それ以外のほぼ——それ以外のものというのは、大体は県のほうから、一旦一般会計を経由して特会のほうに入ってくるというものです。そういったものの中で2億円を捻出しておるといところでございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） お尋ねいたします。

不納欠損が1,200万円あるということで、この原因の内訳を教えてくださいらと思います。

○委員長（杉山武志君） 福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えをいたします。

不納欠損額1,243万8,000円でございます。

件数としましては1,128件、実はございまして、これは1回の納付に対してのそれになりますので、お一人でいうと——1世帯でいうと9回あるんですね、年間で。

ですから、それ1件1件ということですので、1人という計算にはならないと思います。

この主な要因ですけど、これに至るまでは、やはり収納の整理事務——事務処理要領というのが国保の中でございまして、それに伴って——基づいて行うわけですが、そういった中で、理由は、やはり財産が全くない、支払いをすることができないというもの、それから、いわゆる消滅時効というものがございまして。多くは財産がないというような形になっておるところでございまして。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） ありがとうございます。

財産がないということは、支払い能力がないから、もう徴収できないという、こういうことですか。

○委員長（杉山武志君） 福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えをいたします。

まず、滞納されますと、督促状というのを20日経過しますと出すようになります。

その次には、催告状というものになってくるわけですけど、その間に、いろいろ本来であれば、御本人様といろいろお話をするようになります。ただ、なかなか応じていただけない御方もおられます。そうなりますと、そこで財産調査というものをやりますよという、御本人に通知をした上で進めるわけですが、そういった中でも、やはり全く財産、支払えるようなものがないというような判断、そういったものが3年を経過したものになります。

ですから、その時点では、財産がないという判断での消滅ということになります。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） すみません、もう1件ほど。

消滅時効というのは、何年——5年ですか、何年でしょうか。

○委員長（杉山武志君） 福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） 国保税では5年になります。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君）　かねがね——今の秋枝委員の関連ですけど、私はかねがね思っていたんです。

あのですね、よその市町は国民健康保険料なんです。料で値下げを年々続けて下げているんですけど、美祢市は税だから5年間は下げられないのかなって言ったら、そんなことはないとか言われましたけど。税を料にすることの何かプラスマイナス、意義と言ったらおかしいですね。よいこととは——メリット、デメリットあるかと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（杉山武志君）　福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君）　ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

まず、料か税かというお話でございますけど、これは、国民健康保険法の第76条第1項に、市町村は国民健康保険に関する特別会計において負担する事業費納付金等納付に要する費用、その他国保事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主から保険料を徴収しなければならないというふうに定めてあります。ただし書がございまして「ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りではない」、つまり、それは各自治体に任せられておるところでございます。

もちろん税でございますから、地方税の目的税の1つとして、美祢市は現在取り扱っておるところでございます。それは、合併以降ずっと、そういった協議の下に、税という形で取扱いをしましょうという申合せの中で進んでおるところでございますから、税がいい、料がいいとか、そういったことはないと思いますが。

料でいきますと、御承知のとおり、毎年ある程度精査をしなくちゃ——細かく精査をしなくちゃいけないというところがございます。それは、規定をされておるわけでございますけど。ただ、それはいいように解釈すれば、以前も言われておりましたが、毎年下がる可能性があるかもしれません。ただ、上がる時も、もちろん上げるわけでございますね。

今、税でいきますと、先ほど5年と言いますが、5年という目安1つがございますけど、先ほども言いましたとおり、平成30年、そして令和3年に見直しをしております。

で、県が示す標準保険料率というもの、これに合わせて、今後も毎年整理はする必要があるなという、現在は原課の認識でございますので、状況に合わせて、それ

は市民の方に御負担がない限り、また、ただ御負担がないとはいえ、運営自体が回っていかないと継続した運営は困難でございますので、そこは調整を見ながら下げていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。今からも議案等続きますので、質問、質疑、答弁はちょっと簡潔にいただきますよう、よろしく願いいたします。

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） よろしいですね。質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第72号令和2年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定について、執行部より説明を求めます。井上市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（井上辰巳君） 議案第72号令和2年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定について御説明いたします。

ただいま配信をさせていただきました、主要施策成果報告書26ページを御覧ください。

成果報告書に沿って、歳出から御説明いたします。

住宅資金貸付費は、需用費、役務費等、一般事務費で9万6,000円支出をしております。公債費は、簡易生命保険資金償還金でありまして、償還計画に基づき88万4,000円を支出しております。さらに、前年度繰上充用金を2,566万6,000円措置しております。

次に、アの歳入でございます。

県支出金は、住宅資金事業実施に係る事務費県補助金で6万7,000円であります。諸収入は、償還金を徴収した住宅資金貸付金元利収入で147万円であります。

以上により、住宅資金貸付事業の令和2年度決算は、歳入総額153万7,000円、歳出総額2,664万6,000円で、歳入歳出差引き2,510万9,000円の歳入不足が生じております。

これは、貸付金の元利未償還によるものであり、このため、4月の臨時議会におきまして、翌年度の収入金2,510万9,000円を繰上充用しております。

なお、令和2年度末の対象者は、今7名となっております。

未償還分の徴収につきましては、催告を随時実施し、個別に協議を行って、少し

ずつではありますが徴収もしております。今後も引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

住宅資金貸付事業特別会計決算の説明は以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 毎度、同じ質問して申し訳ないですけど、この償還ってというのはいつまでだったのですかね、来年で終わりましたっけ。

○委員長（杉山武志君） 井上市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（井上辰巳君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。簡易生命保険資金償還金につきましては、令和3年度で終了する予定でございます。今年度で終了の予定でございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏道君） そうすると、一応もう償還終わるとのことなので、たしか前から、もうその時点をもって、この特別会計——貸付事業特別会計はもう終了するという話だったのですよね。間違いありませんね。

そうなったときに、未収入というか、2,500万円ですか、残りますよね。正直、ほとんど回収できていませんよね。これは、会計——この特別会計を一応終了した時点で、どうされる予定でございますか。

○委員長（杉山武志君） 井上市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（井上辰巳君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。令和3年度末で、この特別会計を閉じる予定でございます。この住宅資金と貸付事業特別会計に属する債権につきましては、一般会計のほうに帰属させ、引き続き徴収のほうを進めてまいる予定でございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 一般会計に移されるということで、毎年毎年100万円ぐらいですか。そうすると、15年ぐらいで取り戻せるだろうと、こういうことで一応、一般会計のほうにということでしょうか。

前回のときにも私言いましたけれども、本当に取り戻せるものであれば結構なん

ですけど、7名という——債権者が7名と先ほどおっしゃいましたけども、実質的に、その7名からの回収っていうのは非常に難しいんじゃないかと思うわけですよ。だったら、もうそこは、欠損金か何かで処理するべきじゃないかと思うんですけども。

そこは、いわゆる行政会計というのはどういうふうを考えられるんですか。やっぱりあくまでも、そういうのを特損か何かで落とすということじゃなくて、どんどん毎年毎年、これを引き続き欠損金というか、未収入金っていうか何かでやられる——計上されるということですか。この辺はいかがなんでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 井上市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（井上辰巳君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

今、対象者7名と申しましたが、御本人さんが借りられている方、また、その7名の中に、他の方の保証人になられている方とかありまして、今現在、僅かずつでも償還をしていただいている間は、片や償還を続ける、片や不納欠損という、公平が保てないという観点から、しばらくは、この一般会計に移しましても、従前どおり徴収を続けていきたいということで、今、徴収——支払いを続けておられる方の支払いが終わった段階で、その残りの債権については考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第73号令和2年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定について、執行部より説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） それでは、議案第73号令和2年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定について御説明いたします。

主要施策成果報告書の27ページを御覧いただければと思います。

介護保険事業につきましては、3年ごとに改定されます介護保険事業計画に沿って運営をしており、令和2年度につきましては、第7期事業計画の最終年度となっております。

歳入歳出決算の状況といたしまして、歳入総額は33億691万8,000円、歳出総額は

32億6,522万5,000円となっており、歳入歳出差引額は4,169万3,000円となったところでございます。

それでは、まず、歳出について御説明いたします。

歳入歳出決算の状況のイ歳出の表を御覧いただければと思います。

まず、区分1の総務費につきましては7,606万円、前年度と比較し321万1,000円、4.4%の増加となっております。

これは、令和2年度におきまして、令和3年度からの3か年を計画期間とする第8期介護保険事業計画の策定に際し、高齢者保健福祉推進会議の開催、また、計画策定に要する業務委託料等を計上したことにより、対前年度比321万1,000円の増加を——増加となっております。

次に、区分2の保険給付につきましては29億8,390万7,000円、前年度と比較しまして4,968万1,000円、1.7%の増となっております。

その内訳につきましては、次の28ページ(3)の給付の状況を御覧いただければと思います。

給付の状況につきまして、主なものについて御説明いたします。

まず、介護サービスを取り巻く状況といたしましては、美祿市においては高齢化率は上昇を続ける中、第1号被保険者に対する要介護認定者数の割合、要介護認定率に関しましては、ここ数年低下傾向にあったものの、令和2年度におきましては、若干の増加となっております。

まず、居宅介護サービスですが、対前年度比2,276万4,000円、1.5%増の14億9,709万4,000円となっており、これは、令和2年度において、訪問系サービス利用料は若干減少したものの、訪問看護、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム等の利用料が増えたことが影響しております。

介護予防サービスにつきましては、対前年度比32万6,000円、0.5%減の7,137万1,000円となっております。

この要因としましては、要支援1、2の認定を受けておられる方々の微減によるものとなっております。

次に、施設介護サービスにつきましては、対前年度比2,253万円、1.9%増の11億9,770万円となっております。

これは、市内には整備されておられませんけれども、隣接する周辺地域におきまし

て、平成30年度の法改正に伴い新設された介護医療院への慢性期医療機能の転換に伴う施設系サービス利用者の増加が影響しております。

保険給付費全体の動向といたしましては、先に述べました要介護認定率の増加傾向により、毎月国保連合会で実施される審査件数の増加、審査支払手数料は増加しておりますけれども、居宅介護及び介護予防サービスにおいて、特に通所系サービスの利用需要の高まりなどから、1人当たり給付費の増加に伴う高額介護サービス費が増加している状況にあります。

それでは、27ページにお戻りいただきまして、歳出の区分3地域支援事業費につきましては、総合事業や介護予防事業、地域包括支援センターの運営に係る経費などを支出しておりますけれども、ほぼ前年並みの支出総額となっておりますのでございます。

続いて、区分4の基金積立金につきましては5,373万5,000円、前年度と比較し464万2,000円の減となっておりますけれども、これは、令和元年度分の決算に伴う実質残額を基金に積み立てたことによるものとなっております。

区分5の諸支出金につきましては、前年度において超過交付となりました介護給付費等の精算に伴う国庫支出金等の返還金の支出となっております1,035万9,000円、前年度と比較し4,686万8,000円の減となっております。

続いて、上段のア歳入の表となります。

歳入総額につきましては、先ほど申しましたとおり33億690万8,000円、前年度と比較しまして1,842万3,000円、0.6%の減となっております。

区分1の保険料におきましては、決算額6億6,181万4,000円、対前年度比較として1,485万8,000円、2.2%の減となっております。

これは、令和元年10月からの消費税率の改定に伴う低所得者に対する負担軽減措置が完全実施されたことに伴う影響が生じております。

区分3の国庫支出金におきましては、決算額7億6,930万6,000円、対前年度比531万3,000円、0.7%の減となっております。

次に、区分4の支払基金交付金、決算額8億2,842万7,000円、対前年度比2,032万2,000円の増加となっております。

区分5の県支出金におきましては4億7,065万3,000円、対前年度比971万円の増。

区分7の繰入金におきましては、決算額5億1,113万3,000円、対前年度比2,767

万4,000円、5.7%の増となっております。

これは、区分1の保険料で申し上げましたが、低所得者に対する負担軽減措置を完全実施したことに伴い、介護保険財政への影響を解消することを目的として、一般会計繰入金のうち国の財政措置を伴う低所得者等保険料軽減繰入金、これが増加したことに伴うものとなっております。

続きまして、介護保険料の収納状況になります。

28ページのほうを御覧いただければと思います。

令和2年度におきましては、現年度分、滞納繰越分合わせて調定額6億7,161万1,000円、これに対する収入済額は6億6,181万4,000円、収納率は98.5%となっております。不納欠損額は208万1,000円、収入未済額は771万7,000円となっております。

引き続き、保険料の未納者に対しましては、これまでどおり督促状の送付、個別の納付相談等を積極的に行い、早期の対応に努め、納付の強化に当たることとしております。

最後に、基金の状況について御説明いたしたいと思います。

今通知をしましたが、その1ページ、もう1ページめくっていただきまして、歳入歳出決算附属書の196ページになります。

(11) 介護給付費準備基金になります。

令和2年度中に5,373万5,000円の積立てを行った結果としまして、令和2年度末の現在高は2億7,416万9,000円となっております。

なお、本年度は、令和5年までの3か年を計画期間とする第8期介護保険事業計画の初年度となっております。介護給付費等の計画値に対する実績を管理していくためにも、制度を取り巻く社会情勢の把握はもとより、財源である保険料の収納率の向上に努めるとともに、要介護認定、介護給付の適正化に努め、さらには、長く健康寿命を維持していただくための介護予防事業を推進していくことにより、事業の安定運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 2点ほど、質問させていただきます。

まず、1点目ですけれども、28ページのところの介護保険料の収納率の状況というところで、調定額と収入済額のところで、現年分については、ほとんど差がないんですけれども、収入——滞納分です、調定額に比べますと、かなり滞納分が減っていますね。これは、まず調定額のところの滞納分というのは、どういう前提でこの金額をつくられて、それが実際にはかなり減ったレベルでの滞納ということですから。要は、何が起こってこの差になったのかっていうのが1つの質問です。滞納が少ないのはいいことだと思うんですけれども。

もう1つは、基金です。

今年度も5,000万円ぐらい基金を積み立てられていますね。で、トータルで2億7,000万円ぐらいの積立金額ということです。

で、いろいろな今後のこの制度の不確定要素を考えたときに、やはり基金があるというのは非常に心強いことだと思います。

で、3年ごとに一応この介護保険制度というのは見直しをされていると。今が第8期の初年度だという話ですけれども。

その積立金ということにどうか——については、どのような考えの下に、大体この5,000万円ぐらいを積み立てられているのか。で、これをいつまで続けられるのかとか、その辺ちょっと、この積立てということに対する考え方、これをちょっと教えていただければなど。この2点質問します。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 藤井委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の保険料のうちの滞納分の考え方なんですけれども、毎年7月に当年度の保険料を決定し、被保険者の方々に毎年通知を行い、その後、年金からの天引きによる特別徴収、または、それが不可能な方は納付書等による——納付書等を発行して納付書で納めていただくという2つの納付方法を用いて行っております。

滞納繰越分の考え方につきましては、当年度決定した保険料——調定額になりますけれども、これを毎年7月に賦課を行って、翌年、出納整理期間5月末までに収納できなかったものを翌年度の保険料のうち、滞納繰越分として調定を行うこととなります。

その際、当年度の調定からすぐ不納欠損という話になりませんが、介護保険制度が始まって20年が経過しております。これまでに、収納に至らなかったもの

等々の積上げとして調定額には残ってきますけれども、一定年数経過した後、滞納されておられる被保険者の方がお亡くなりになられた、またその御家族、相続され——相続を行われる方等がおられない等々の条件をもとに消滅時効等判断して、毎年度、不納欠損につきましては検討を行い実施をしておる結果として、令和2年度においては、このような状況になったところでございます。

もう1点目の基金の考え方となります。

基金につきましては、一応、介護保険事業計画、3か年の事業計画を立てる中で、その3年間における高齢者数の動向、また要介護認定を受けられる方々の数の動向、また詳細には、各介護サービスごとの利用傾向等をいろいろと推計を行って、その介護サービス給付に要する費用に対し、高齢者の方の——第1号被保険者の方の保険料の基準額を算定する形となります。

まず、第7期における状況としまして、今3か年の実績を見ますと、一応高齢者数につきましては、おおむね推計値に対して実績値は100%の状況となっております。

ただ、要介護認定者数につきましては、その以前、平成29年以前の要介護認定率を踏まえての推計値を用いておりましたので、これが第7期では20.7%を見ておりましたが、実績としましては18.5%、約2.2%少ない状況になっており、これに伴い、当然介護給付費の総額も推計値に比べて下がっております。

この3か年の結果を受けて、基金——令和2年度末の基金の状況として2億7,000万円現在高を有することとなっております。

また、昨年、第8期介護保険事業計画を策定しましたが、同様に、高齢者数の動向、要介護認定者数の動向、各サービス事業の状況等の分析からの推計から、このたびは、介護保険料基準額は据置きとさせていただいたところでございます。

ただ、この推計に基づく実質的な介護保険料の基準額を算定した際は、今、据置きで5,840円にしておりますけれども、推計によると約6,100円、給付費を賄うには必要というふうな推計になっておりました。

しかしながら、第7期で積み上げております介護給付準備基金、約2億7,000万円が見込まれておりましたので、この第8期計画期間3か年においては、この基金の一部を取り崩し、その保険料財源に充当することで、第8期における介護保険料の基準額は据置きすることが可能となっております。

なお、今後も第8期、この3年間でどういう状況になるかは、なかなか見通しが立たないところではありますけれども、十分な基金を保有することが可能であれば、次期計画期間における介護保険料の基準額については、引下げが可能ではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 今、2番目の質問が、この基金の用途と期間についての質問だったと思うんですけど、今の説明でよろしいですか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の説明を聞いて、ちょっと確認です。

まず、最初の質問についてのこの差額というのは、要は、その差額は不納欠損額っていうか、例えば、本来納めていただきたいと思っている方が亡くなられて、誰も相続人もいなかったりすると、結局、市にとってみれば債権になるかもしれませんが、それがもうできないんで、それはもう不納欠損ということで、この差が出てきたというふうに、今説明であったと私は理解しましたけれども。もしそうであるならば、その不納欠損ってというのが何ぼっていのを表示すべきではないかなと思うんですけど、いかがかなと思います。

2番目、基金というのは、私は、特別にどこか財源を持ってきて、基金ということで積み立てていくものだと思っていましたけれども、今の古屋課長の説明だと、あくまでも保険料というのは見込みでやると。実際のほうは、例えば、対象者が少なくなったりすれば、当然のことながら保険料を最初見積もっていたものほどの支出がないんで、当然差が出てくると。それを、差については、例えば、もう保険料支払った人に返すというような考え方もあるんでしょうけど、そうじゃなくて、その差額を毎年積立金ということで計上していくんですよと、こういうふうに私は今の説明理解したんですけど、そういう理解でよろしいでしょうか。

もし、そうであるならば、一番最後に説明されましたけれども、三好委員がいつも言われていますけれども、その積立金がそこそこあるのであれば、保険料に還元して下げていくということもできるということだろうと思うんですけども。

一応、説明はそういうふうに聞きましたけど、そういうその理解でよろしいかどうか、最後にお尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 藤井委員の御質問にお答えしたいと思います。

たしかに、保険料収納の状況、各会計このような表記になっておりますので、不能欠損額の表示はなかったと思います。これについては、行政経営課のほうとも協議を行いたいと思っております。

なお、不納欠損額が増えたかどうかというところでは、令和元年と令和2年度、ほぼ同額の不納欠損を行っておりますので、滞納繰越分の収納状況が若干上がったところは、徴収業務の強化というところで一定の成果があったのではないかと思います。

2点目の基金のほうですけれども、一応、藤井委員おっしゃるように、基本的に、国縣市、また40歳から64歳までの第2号被保険者分の保険料負担につきましては、毎年度精算を行うこととなります。

したがいまして、計画値で決定した介護保険料に対して、実際に給付が行われたサービス料、これは、推計値より下がれば当然余剰金といいますか、繰越金として毎年度生じることとなります。

これを、純粋に保険料が余った部分を繰り越して、それを基金に積み上げていくという行為を続けておりますので、当然ながら、現状、今美祢市内、特養等ベッド数変わっていませんけれども、宇部・下関・山口・防府等々で、これまでの慢性期病院、こちらが介護医療院に転換を進めておられますけど、それがまだ途中の状況でございます。美祢市からも、そういった施設に入所されている方もぼつぼつ増えておりますので、保険給付に備えての基金の意味合いがございます。

その結果を踏まえて、それでもなお、基金保有に余裕があれば、次期介護保険事業計画においての介護保険料基準額の抑制に活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） ただいまの欠損額等につきましては——不納欠損につきましては、監査意見書の33ページに記載されておりますので、あと55ページにですか、記載されておりますので御確認いただければと思います。

そのほかよろしいですか、質疑。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 美祢市内では、介護のベッド数が増えてないということで、今説明がありましたけど、周辺市町村で増えておるということで、やはり、市内ではベッド数がまだ足りない状況があるんですか。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 秋枝委員の御質問にお答えしたいと思います。

一応、現状、市内の施設サービスといいますか、特養関係については、ほぼ満床の状況となっておりますけども、待機者は以前ほど多くはないというふうにお伺いしております。

先ほど申し上げました介護医療院に関しましては、そのベースはやはり医療機関になります。同じ寝たきりの状況にあっても、ある程度の医療ケアが必要な高齢者の方、こういった方々を特に受け入れることを目的としているのが介護医療院になりますので。それに、あとその機能転換については、そこまで制約というものがございませんので、あくまで医療機関の御判断により転換が進められておるといふような状況になっております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） ということは、やはりあれですか。介護保険経費が、やはりまだ増えていくという状況があるんですね、基本的に、基礎としては。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 秋枝委員の御質問にお答えしたいと思います。

美祢市におきましては、まだその介護医療院に入っておられる方というのは、現状10人程度しかおられません。ですから、そこまでの影響はないと思うんですけども、特に、周辺市である宇部・山口・下関、介護ベッドがどんどん増えていきますので、そういった自治体におかれては、介護保険料の基準額を上げざるを得ない状況にあるというふうにも伺っております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） ここで、1時間を超えましたので、10分間、11時15分まで空気の換気等したいと思いますので、休憩したいと思います。よろしくお願ひします。

午前11時06分休憩

午前11時15分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に続き、審議を始めます。

質疑を続行します。そのほか質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 決算書の163ページから165ページなのですが、下段の介護認定審査会費っていうのがありますが、この不用額が多いんですけど、なぜでしょうか。

調べますと、認定者数は前年度よりも34人増えているんですが、理由をお尋ねいたします。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

委員おっしゃるとおり、認定者数自体は微増の傾向にあります。

介護認定審査会経費としましては、被保険者の方から提出された要介護認定申請、これに対し、その方の要介護度を決定する機関になります。

一応、毎週——毎週1回開催されており、年間を通して、一応計画立てはするんですけども、その週における審査件数が少なかったり、また、審査会自体は委員5人において運営されておりますけれども、御都合等により、やむなく欠席されるケースもございます。こういったことが影響しての——報酬の辺は、そういったことが影響しての不用額が発生しておるといふふうに認識しております。

また、役務費のあたりで、不用額の金額が上がっているかと思っておりますけれども、委員言われるように、要介護認定者数は微増の状況は間違いございません。ただし、その年度における審査件数、要介護認定申請を出された件数、こちらにつきましては、令和元年は若干減少傾向に転じましたけれども、令和2年度におきましては、平成30年度と比べまして約40件から50件程度下がっております。

これに伴いまして、申請1件につきましては、認定調査員を派遣しての調査、また、医療機関から提出をいただくことになる主治医意見書というもの、当然ながら件数が減ってきます。それに伴いまして、その主治医意見書に対する対価といえますか、支出がかなり抑えられた状況にあったといふふうに認識しております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 厚労省がですね、基本、新規の申請者には簡単なアンケート、これは基本チェックリストっていうんですけど、これを行うように言っとるんですけど、それで介護認定はなるべく省略するよというのがあるんですけど、そ

のチェックリストを行ったために、こういうことが起きているのでしょうか。関係性があるの——ありますよね。お尋ねいたします。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどの御説明でちょっと補足させていただきたいのは、件数が減ったこともございますけれども、その要因の1つとしては、要介護認定期間、これが30年度の改正であったと思いますけれども、最長24か月、2年間であったのが36か月、3年間まで延長されたことも影響しておるといふふうに考えております。

それと、先ほど、今の御質問ですけれども、チェックリスト対象者——この制度を導入したことによってっていうところなんですけれども、基本的に介護に関する相談につきましては、地域包括支援センターが担っております。

当然ながら、相談に来られた方の介護サービスに対する要望だったり、その方、御本人の身体の状態等を総合的に考えた上でチェックリストを使って行うのか、また、複合的なサービスが必要であるから、要介護認定申請を提出するのかっていうようなところも判断してまいります。

国がそちらに誘導しておるかっていうと、現状としては、そこまでの影響はないんじゃないかと。逆に、チェックリストを単一の、例えばホームヘルプサービスだけで助かるという軽度の方であれば、チェックリストを使つてのサービス導入のほうスピーディーに行えるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第74号令和2年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について、執行部より説明を求めます。福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） 議案第74号令和2年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について御説明いたします。

主要施策成果報告書の29ページからでございます。

令和2年度後期高齢者医療事業特別会計決算は、歳入総額4億7,533万2,000円、歳出総額4億7,480万8,000円で、歳入歳出差引額は52万4,000円となりました。

(1) の歳入歳出決算の状況について、イの歳出から御説明いたします。

歳出総額は、対前年度比較で1,343万9,000円、2.9%の増となっております。

令和2年度の構成比の欄、構成比率の高いものを見ますと、2の後期高齢者医療広域連合納付金で4億6,678万4,000円、構成比98.3%、対前年度比較2.3%の増となっております。

これは、保険料及び保険基盤安定負担金の増加によるものです。

また、1の総務費では765万8,000円、構成比1.6%、対前年度比較90.9%の増となっております。

主な要因は、電算システムの自治体クラウド化による機器借上料や、税制改正によるシステム改修委託料に伴うものです。

次に、アの歳入について御説明いたします。

歳入総額は、対前年度比較で1,329万6,000円、2.9%の増となっております。

構成比の欄、構成比率の高いものを見ますと、1の後期高齢者医療保険料で、3億3,763万2,000円、構成比71.0%、対前年度比較3.2%の増となっております。

主な要因は、保険料率及び保険料軽減特例の見直しによるものです。

続いて、3の繰入金で1億3,623万8,000円、構成比28.7%、対前年度比較の2.1%増となっております。

これは、歳出で説明しました総務費の増加に伴うものでございます。

次のページになります。

(2) の後期高齢者医療保険料収納率の状況についてであります。

現年分では、調定額3億3,585万7,000円に対し、収入済額は3億3,716万1,000円、滞納分では調定額217万6,000円に対し、収入済額47万1,000円、現年度分と滞納分の合計では、収納率は前年度から0.4ポイント増の99.9%となっております。

最後に(3)被保険者当たり平均保険料及び(4)被保険者加入状況についてであります。

被保険者1人当たりの平均保険料は、前年度より2,608円増の6万3,441円、年間平均被保険者数は、前年度より68人減の5,294人となっております。

説明は以上です。御審議よろしくお願いたします。

○委員長(杉山武志君) 説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） すみません。今のこの数字的に——いえ、何でもありません。あのですね、あの……やっぱり言わんといけん。今の説明と監査意見書の数字が少し違うように思うんですけど、私が言うのと少しずれることがあったらすみません。

監査意見書の37ページなんですけれど、これを見ますと、調定額が3億3,803万3,000円なんです。それですけど、その収入がまたすごい——よく99.——監査委員のは99.6とか書いて——9でしたね。99.9と書いてあるんですけど、こちらでは99——ちょっと数字が違うんですけど、それは僅かですからいいんですけど。

このように本当に収納がよくされてるっていうことは、職員の努力があったのと、この後期高齢というの、年金から天引きされるわけなんです。それで、本当に高齢者の方は、収入が少ない上に天引きされて、残ったので暮らしていくのは大変と思うんですが、この数字が昨年から見るとちょっと増えてるんですけど、この増えたというの、ちょっと先ほど人数の説明があったかと思うんですが、人数が増えたのか、それとも高齢者がお金持ちになったのか、働いて収入が増えたのか、どんな原因があるのかなと思いつつ聞いておったんですが、何かお考え——どのようにお考えでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

徴収事務につきましては、まず基本は、年金からの特別徴収というのがございますが、それで全部引かれ——年金を全部充てるわけにはいきませんので、それから引かれないものにつきましては、普通納付という形を取ります。年金からの特徴のほうは確実に、そして、普通徴収のほうは個別ということになりますけど、そこはなるべく密にお話をさせてもらいながら、徴収に努めておるという現状でございます。

で、加入者数が増えたからというような御発言ございましたけど、30ページにございますとおり、加入者数は減になっておるところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 加入者が増えたけど、この金額は増えてるっていう……

○委員長（杉山武志君） 加入者減ってます。

○委員（三好睦子君） すみません。加入者が減ってるのに、調定額っていうのが増

えてるんですけど……（発言する者あり）という議長の……（発言する者あり）監査意見書、しっかりと読んだんですけど……（発言する者あり）分かりました。ありがとうございました。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 先ほどの支出のほうで、総務費が増えたのは、電算システムということで増えた。

で、質問その1は、この電算システムというのは、もう既に稼働してるのか。あるいは、稼働してないんだったらいつから稼働してるのか——するのかっていうのをちょっとお聞きしたいのと、もう1つは、その財源としては、繰入金だという話なんですけど。

これも先ほど福田課長だったですか、説明していただいたように、一旦——例えば、国からの電算システムというのが一般会計に入って、一般会計からこちらのほうに出てきたというふうなことでよろしいでしょうか。電算システムを導入せえということを当然国のほうから言うのであれば、金も出すと思うんですけども、その繰入金という話ですけど、その繰入金も一般会計に、そういう国のほうからのちゃんと補助金というのが出て、それがこっちに来たのか。その辺、ちょっと教えていただけますか。

○委員長（杉山武志君） 福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えをいたします。

まずは、税制改正に伴う医療制度の見直しによるシステム改修でございますけど、これは、システム改修につきましては、既に稼働を始めておるところでございます。

それから、繰入金等のお話でございましたが、これは歳入のほうで国庫支出金というのがございます。こちらのほうと、それから、特財としてはこの22万円が当たっておるところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） すみません、今の説明、ちょっとよう分からなかったけど、要は繰入金というのは、国庫支出金というのから——が一般会計に入って、そこからこっちに出してるという私の認識でいいんですね。

○委員長（杉山武志君） 福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） 申し訳ございません。国庫支出金は、これは直接特会のほうに入っております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、議案4件の議案説明、質疑を終えました。それでは、この議案4件につきまして、市長に出席いただき総括質疑を行うことにつきまして、委員の皆さんの御意見をいただきたいと思えます。市長をお招きして総括質疑を行ったほうがよろしいかどうかというところですね。不要であれば、次に取り運びたいと思えますが。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 委員会で、例えば、前回の委員会するときなんか、そういうふうな特別、市長を呼んでっていうことなかったですよ。今回、わざわざ委員長のほうから、そういう必要がありますかって言われるのは、今まで、この決算については、慣例的に市長に来ていただいてたからやるかという意味ですか。

それとも、何かどなたからか、やっぱりぜひ、市長が総括に来られて質問したいっていうのがあったのかっていうか。あまり私はその必要性を正直感じないんですけども、ちょっとその辺、どういう意図か。

○委員長（杉山武志君） 普段の議案でしたら、そこで議決をそのまま採って、賛成意見、反対意見を述べていただいて議決を採るんですけども、今回決算ということで、市長に具体的な説明等を求められるとか、そういったことは必要であるかどうかという皆さんへのお尋ねですが。

特になければ、次に運びたいと思えます。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） それでは、これより議案の討論、採決に入ります。

最初に、議案第70号令和2年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案に反対意見を述べます。

理由は、収入未済額が約9,000万円あります。これが、やがて不納欠損額になっていくと思うんですが、このようなことを防ぐには、やはり国保税を引き下げて、

支払いやすくするようにするべきだと考えます。基金が7億5,000万円以上もあるのですから、引き下げて、命と暮らしを守るべきだと思います。

先ほどの説明の中で、保険税は下がったとの説明もありましたが、これは2021年度から——たしか22——2021年度からではなかったと思うんですが——だと思っんですが、この決算のときは下がってないと思います。下がったということについても、その中身ですが、所得割が下がってるんですね。でも均等割——1人の——家族が多ければ多いほど、生まれた赤ちゃんからずっとかかる均等割というのがあるんですけど、子どもたちが多、家族が多い世帯はあまり下がらないのではないかなと思うので、やはりこの基金を使って下げる——下げて、命と暮らしを守るべきだと意見を述べます。

○委員長（杉山武志君） そのほか御意見ございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） すみません。これは、規則上許されるんやったらやりますし、いやそれは違いますよと言われたら、もう撤回します。というのが……

○委員長（杉山武志君） 賛成討論、反対討論です。

○委員（藤井敏通君） 私は、これで賛成なんですけれども、三好委員の発言に対してちょっと意見があるんですけども、そういうことはいいんですか。できますか。
（発言する者あり）

今、三好委員は、要は、未納金を少なくするために保険料を下げるべきだという話だったんですけども、多分これをゼロにしようと思ったら、保険料をゼロにせんと駄目だと思います。

というのが、先ほどの話で、残念ながら財産もないというふうな状況なので、納入すること——いわゆる保険料を納めることができないという話だったんで、もしそうであれば、若干下げても、結局は一緒だと思うんですね。

だから、やはり保険料を下げたいっていうのは分かりますけれども、その理由として、未納金を少しでもっていかゼロにしたいというのであれば、どうもやっぱり、それは論理的におかしいんじゃないかなというふうに思うわけです。

だから、やはり下げるということであれば、多分、全体の基金か何かをとということもあるかもしれませんが、やはり実態に合わせて、実質的な保険料というのを決めるということなので、この案で私はいいいんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（杉山武志君） そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第70号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第70号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第72号令和2年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第72号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第73号令和2年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 反対の立場で意見を述べます。

ヘルパー派遣の回数の制限や1回当たりの介護時間の短縮などが行われました。介護を受ける人にとってみれば、利用しにくいと考えます。

介護度によって受ける介護の範囲が決まっていますが、それ以上また介護が受けたいなど——全てを満足いくような介護ではなくて、もうちょっとほしいないうとき、介護をしてほしいというようなときは、それから利用枠以外の利用するときは自己負担になってしまいます。ということは、なかなか介護が受けにくいのではないかと——受けにくいのではないかと思うのです。

日本共産党は、誰もが安心して、必要なとき必要な介護が受けられる制度を目指しております。そのことを申し上げ、意見とします。

○議会事務局長（石田淳司君） 認定の制度の問題でしょう。

○議長（竹岡正治君） おかしい。

○議会事務局長（石田淳司君） 認定の制度のことを今おっしゃってるんじゃないですか。

○委員（三好睦子君） （聞き取り不可）

○議会事務局長（石田淳司君） それが制度で……

○委員（三好睦子君） 制度のけます。でも、（聞き取り不可）表決の訂正は禁止っていうのがあるんです。この前勉強しました。

○議会事務局長（石田淳司君） 制度が反対だからっていうような言い方ですよ。

○議長（竹岡正治君） ちょっと休憩とって。

○委員長（杉山武志君） ここで、暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時58分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に続き、委員会を再開いたします。

ただいま三好委員から反対意見が述べられましたが、御意見の内容としましては、制度に対するものであったかと思えます。

本日、本件の決算に関しましては、そぐわないものとして、御意見なしということで取り扱わせていただいでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第73号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第74号令和2年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 意見に反対——この議案に反対意見を述べます。

この制度の——先ほど保険料が上が——この決算の中——すみません。決算の中では、保険料が上がったということがありましたが、その理由を考えてみますと、

今までは保険料の軽減制度があったんですが、それが徐々になくなっていったと、それで保険料が上がっているという事実が、今回決算で出ていると思います。

高齢者が、目減りする年金の中から天引きされて、残った年金で暮らすのも厳しいと、病院に行くにもいろいろとお金が必要と、タクシーで行けば1日1万円使うことになる。それで、そういった少ない年金の中から、一生懸命後期高齢者の医療保険を払って、残った年金で暮らしていくのは本当に厳しいと。この——そうした高齢者の方を守るべきではなかったかと思い、そのことを申し上げて意見とします。（発言する者あり）

○委員長（杉山武志君） ここで、10分ほど休憩を取ります。

午後0時01分休憩

午後0時09分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に続き、委員会を再開いたします。

三好委員、何か御意見。続きをどうぞ。

○委員（三好睦子君） この議案にですね、前年度と比較して2,608円、4.3%の増加になっていますので、被保険者にとっては負担になるのではないかと考え、この議案に反対いたします。

○委員長（杉山武志君） そのほか御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） それでは、本案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第74号は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案4件につきましても審査を終了いたしました。

そのほか、委員の皆さんから所管事項につきまして何かございましたら、発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。

御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後0時11分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年10月5日

教育民生委員長